

# コロナ禍も予定通りの所得税大改正一年末調整も複雑に!

●年末調整書類が大幅改訂! キーワードは“**基・配・所**”



## ◆基礎控除は

### 自己申告制へ!

一律38万円の基礎控除が「48万円」に増額されます。所得制限があるため、自己申告制になります。

## ◆所得金額調整控除の記入もれに注意!

給与所得控除の改正で、年収850万円超のサラリーマンは一律増税に。

子育て世帯などは、最大15万円の控除がとれる特例がありますので、忘れず記入しておきましょう!



令和2年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書

～記載に当たってのご注意～

①「基礎控除申告書」と「配偶者控除等申告書」については、次の場合に応じて記載してください。  
 1. あなたの本年の合計所得金額の見積額が1,000万円以下で、かつ、配偶者の本年の合計所得金額の見積額が50万円以下である場合は、「基礎控除申告書」、「配偶者控除等申告書」の欄に記載してください。  
 2. 上記1以外で、かつ、あなたの本年の合計所得金額の見積額が500万円以下である場合は、「所得金額調整控除申告書」のみ記載してください。(配偶者控除等申告書)を記載する必要はありません。  
 ②「所得金額調整控除申告書」については、基本欄において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合に記入してください。なお、あなたの本年の年末調整の対象となる給与の収入金額が99万円以下である場合は「所得金額調整控除申告書」の「要件」欄の各項目のいずれにも該当しない場合には、所得金額調整控除の適用を受けることはできません。

◆給与所得者の基礎控除申告書◆

あなたの本年の合計所得金額の見積額の計算

## 基礎控除申告書 (改正点)

★原則、全員が記入!

◆給与所得者の配偶者控除等申告書◆

## 配偶者控除等申告書 (改正なし)

★次の場合に、記入!

- 本人の合計所得金額：1,000万円以下  
かつ
- 配偶者の同所得：133万円以下

◆所得金額調整控除申告書◆

## 所得金額調整控除申告書 (改正点)

★年収850万円超で、特別障害者や23歳未満の扶養親族がいる場合に記入!

◎この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。

## ●基礎控除の改正点

改正前は一律38万円の基礎控除は、合計所得金額が2,400万円までは「48万円」に。超えると減額され、2,500万円超でゼロに。



合計所得金額	基礎控除
2,400万円以下	48万円
2,400万円超2,450万円以下	32万円
2,450万円超2,500万円以下	16万円
2,500万円超	0円

## ●子育て世帯の負担軽減策

年収850万円超でも、●23歳未満の扶養親族がいるたり、●本人、配偶者、扶養親族が特別障害者なら、“**所得金額調整控除**”で、最大15万円控除できます。

### 所得金額調整控除の計算方法

(給与年収(1,000万円超は1,000万円) - 850万円) × 10% (例：年収1,000万円⇒15万円)

- ★扶養控除と違い、子が15歳以下でも控除OK!
- ★扶養控除に入れていない子ども対象に!
- ★共稼ぎ夫婦：それぞれ年収が850万円超なら、2人とも控除を受けられます。

## ●ひとり親控除も登場!

「ひとり親控除」制度が創設され、“合計所得金額500万円以下”で“ひとりで子育て中”なら、性別に関係なく35万円の所得控除をとることができます。離婚条件はないので、シングルマザー(ファザー)も対象に!

ちなみに、扶養する子がいなくても、夫と離婚、死別した女性(合計所得金額500万円以下)は「寡婦控除」27万円の所得控除がとれます(改正なし)。これは女性だけの特典で、男性にはこうした控除の特例はありません。



## ◆ひとり親控除と寡婦控除のまとめ◆

新制度	状態	本人の所得要件	所得控除額
ひとり親控除	・現在独身で扶養すべき子(所得48万円以下)がいる	500万円以下	▲35万円
	・シングルマザー・ファザー、離婚後独身など(事実婚の相手なし)		
寡婦控除	・夫と離別後、再婚していない女性(事実婚の相手なし)	500万円以下	▲27万円
	・夫と死別後、再婚していない女性(事実婚の相手なし)		